

# 不法投棄は 重大な犯罪です！

違反した場合、

**5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**

が科せられます

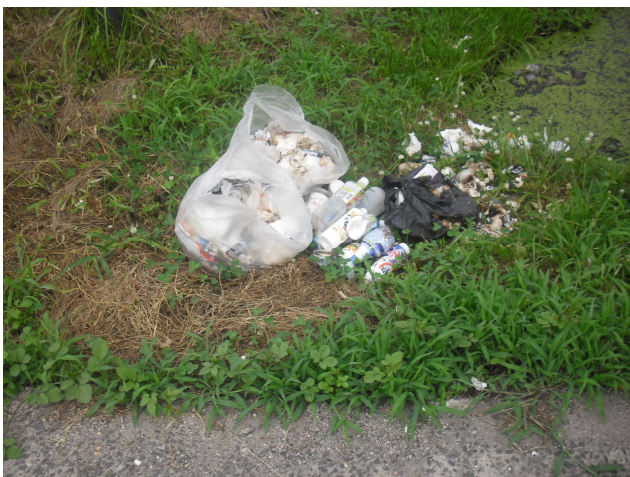
○不法投棄とは

廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や山林、農地や空き地等に捨てる行為のことです。

不法投棄が放置されると、土壌や水質、環境の汚染につながり、日常生活に影響を及ぼすこともあります。

○不法投棄防止のために

「みんなで清潔な生活環境を守り、不法投棄をしない・させない社会づくり」が重要です。



○不法投棄されてしまったら

まずは、警察に通報してください。  
投棄者が分かる場合は警察が撤去を命じます。

投棄者が分からない場合、または廃棄物の処分にお困りの場合は、下記担当課までご相談ください。

**◎吸い殻や空き缶等のポイ捨ても不法投棄となります！**

# 撤去補助金・防止看板貸与 のご案内

不法投棄されたゴミを撤去する活動を支援します。

## ◇補助率

	通常の 撤去処分	極めて困難な 撤去処分
・処分費	10/10	10/10
・車両・重機	1/2	10/10
・人件(労務)費	1/2	10/10

※詳しくは、「北栄町不法投棄廃棄物撤去事業等補助金交付要綱」  
をご確認ください。(町ホームページからご覧いただけます。)

不法投棄防止看板を貸与しています。



※不法投棄されたゴミを片付けられた後に設置するとより効果的です。

※数量に限りがあります。同じ場所に乱立させることは控えてください。

補助制度、看板貸与に関するご相談は、北栄町環境エネルギー課までお問い合わせください。(TEL：0858-37-3116)